

《平成30年度発達支援相談事業計画》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の支援の必要性や課題を見極め、保護者へ早期にアプローチを行い、発達支援につなげられるよう事業を展開します。

個別状況に応じた専門相談を継続します。

2. 児童発達支援事業の体制整備

個々の発達課題に合わせた療育を展開し、成長発達につながる支援及び保護者支援を行います。関係機関と対象者の検討を行い、受け入れ体制を整備しながら、療育紹介・新規利用時期等を随時検討します。

児童発達支援事業を利用しやすい体制づくりのために、子ども発達・療育支援輸送事業を継続します。

3. 保育所・幼稚園巡回相談事業と学童期への連携の継続

集団活動の中で児童の成長や保育職員のスキルアップを図るような支援を継続します。

児童及び保護者がスムーズに就学へとつながるように、就学時の学校連携を継続します。

4. 就学後の支援体制の継続

子育て発達支援センターの学校への周知、学校訪問・放課後等デイサービス事業・放課後児童クラブなど、ケースを通じて連携を図ります。

5. 関係機関との連携の継続

児童及び保護者の思いを受け止め、医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と連携して支援の充実を図ります。

地域交流を図る中で発達支援センターの周知を行い、地域とのつながりを深めていきます。